

第4回 社会保障審議会 生活保護基準部会
最高裁判決への対応に関する専門委員会
令和7年9月22日

資 料

平成25年改定当時における生活扶助基準について

第3回専門委員会における委員からの主な意見（概要）

- デフレ調整の誤りとして指摘された物価指標のみの活用ということを繰り返せばまた敗訴するのではないか。
- 国が生活保護法8条2項の規律（「最低限度の生活水準をこえてはならない」）に従うことは、法の要請と考える。
- 今回は平成25年改定に基づく変更処分が問題となっており、当時の状況に戻って改定をやり直すだけであり、平成25年以前に更に遡る訳ではない。また、処分が取り消された原告については取消前の状態に戻っているとしても、ゆがみ調整は違法とされておらず、そのことが、違法とされていない部分を再度実現するために遡及改定を行う正当な理由になるのではないか。
- （遡及改定の適否を考える際の）手がかりは法8条2項が遡及改定を許容しているか、56条（不利益変更の禁止）に違反しないかという解釈問題と、財産権を侵害しないかという憲法問題。もちろん生活保護法は今回のようなケースを想定しているとは思えず、特殊なケースなので可能、という立論もあると思うが、いずれにせよ遡及改定をするなら根拠を詰める必要がある。
- ゆがみ調整をやり直すとした場合、当時の基準部会の報告書やそれまでの議論の蓄積があるので、それを踏まえた議論が必要ではないか。改めて報告書を見ると、ゆがみ調整について、こどものいる世帯について慎重に判断すべき、と意見があったとされているので、こうしたことも考慮して慎重に判断する必要があると考える。
- 第1回の資料を見ると、第1・十分位の消費実態との比較は平成24年検証では行っていないのではないか。そうした比較を行ったデータを今後用意してほしい。

【委員長まとめ発言】

- 前回から今回にかけて、まずは法学の視点から最高裁判決の内容についての議論を進めてまいりました。一定程度法的効果に関する重要な論点は、専門の委員から御意見をいただけたかと思いますが、今回の最高裁判決を受けてのゆがみ調整とデフレ調整への対応の在り方については、法学的な議論は重要ですが、法学的な議論のみで結論を出すことができるものではありませんので、本委員会としての考えについては、その他の観点、経済的観点や福祉的観点も含めて引き続き議論した上で、今後とりまとめていければと思います。
- 次回以降は、平成25年から実施した生活扶助基準改定について、遡及的に改定するかどうかは一旦置くとして、経済指標といった統計データなども参照しながら、議論を進めてまいりたいと思います。

デフレ調整に関する最高裁判決の判示内容①

平成25年生活扶助基準改定当時の生活扶助基準の水準について、仮に再検討するとした場合には、最高裁判決の以下の判示内容を踏まえて検討する必要がある。

【デフレ調整】

- デフレ調整は、本件改定前の基準生活費を一律に4.78%減ずるものである。これは、総務省から公表されている消費者物価指数を基に、その算出の基礎とされている消費品目から、生活扶助以外の扶助で賄われる品目（家賃、教育費、医療費等）と生活保護受給世帯において支出することが想定されていない品目（自動車関係費等）を除いた上で、特定の方式により算出し直した指数の平成20年から平成23年までの下落率が4.78%であることから、これを生活扶助基準額に反映させるもの。
- 平成20年度から平成24年度までの生活扶助基準について水準均衡方式による改定が行われなかったことからすると、厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいえない。
- 生活保護法8条2項の「最低限度の生活の需要を満たす」とは、生活扶助については、最低限度の消費水準を保障することを意味するものとして理解されてきたもの。昭和59年度以降採用されてきた水準均衡方式も、一般国民の消費実態との関係において妥当な生活扶助の水準を維持しようとするもの。
- 物価変動率は、それだけでは消費実態を把握するためのものとして限界のある指標であるといわざるを得ない。物価変動率のみを直接の指標として基準生活費の改定率を定めることが、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を有するものというためには、物価と最低限度の消費水準との関係や、従来の水準均衡方式による改定との連続性、整合性の観点を含め、専門的知見に基づいた十分な説明がされる必要がある。
- 上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることが合理的であることについて、専門的知見に基づいた十分な説明がされているということとはできない。

デフレ調整に関する最高裁判決の判示内容②

平成25年生活扶助基準改定当時の生活扶助基準の水準について、仮に再検討するとした場合には、最高裁判決の以下の判示内容を踏まえて検討する必要がある。

【デフレ調整（続き）】

- 物価変動率を指標とすることが、一般論としては専門的知見と整合しないものではないからといって、それまで水準均衡方式によって改定されてきた生活扶助基準を、物価変動率のみを直接の指標として改定することが直ちに合理性を有するものということにはならないところ、上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標とすることについて、基準部会等による審議検討を経ていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべき。
- デフレ調整が一律に4.78%も減ずるものであり、生活扶助を受給していた者の生活に大きな影響を及ぼすものであることも考慮すると、平成29年検証の結果によって、上記の評価は左右されない。
- 本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法。

平成25年生活扶助基準改定当時の生活扶助基準の水準を再検討するための材料・資料（案）

平成25年生活扶助基準改定当時の生活扶助基準の水準を再検討するために必要な資料、データについてどう考えるか。

＜必要な資料として考えられる例＞

- ① 平成25年基準改定当時の消費や物価など経済情勢に関する資料
- ② 平成24年検証に用いられた平成21年全国消費実態調査の調査票情報により、一般低所得世帯の消費水準と生活扶助基準を比較した資料
- ③ 訴訟における行政庁の主張内容に関する資料
- ④ その他参考となる資料
 - ・ 生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容に関する資料
 - ・ 一般国民と生活保護受給世帯の消費支出格差に関する資料
 - ・ 物価と最低限度の消費水準との関係に関する資料
 - ・ ゆがみ調整による生活保護受給世帯への影響に関する資料

次ページ以降において、関連するデータを議論の材料としてお示しする際には、以下の分類を明示する。

資料分類Ⅰ 平成25年基準改定において参照した指標のうち、改定に当たっての説明に用いたもの
（第3回専門委員会 参考資料1の生活扶助相当CPI）

資料分類Ⅱ 平成25年基準改定に係る訴訟におけるデフレ調整に関する行政庁の主張、データ

資料分類Ⅲ 現時点で活用し得る資料、データ（資料分類Ⅰ・Ⅱを除く）

- 平成25年基準改定当時の消費や物価など経済情勢に関する資料

平成25年生活扶助基準改定当時の経済情勢について①

資料分類 Ⅲ

平成20年のリーマンショック以降、消費・物価・賃金はいずれも大きく落ち込んでいた。

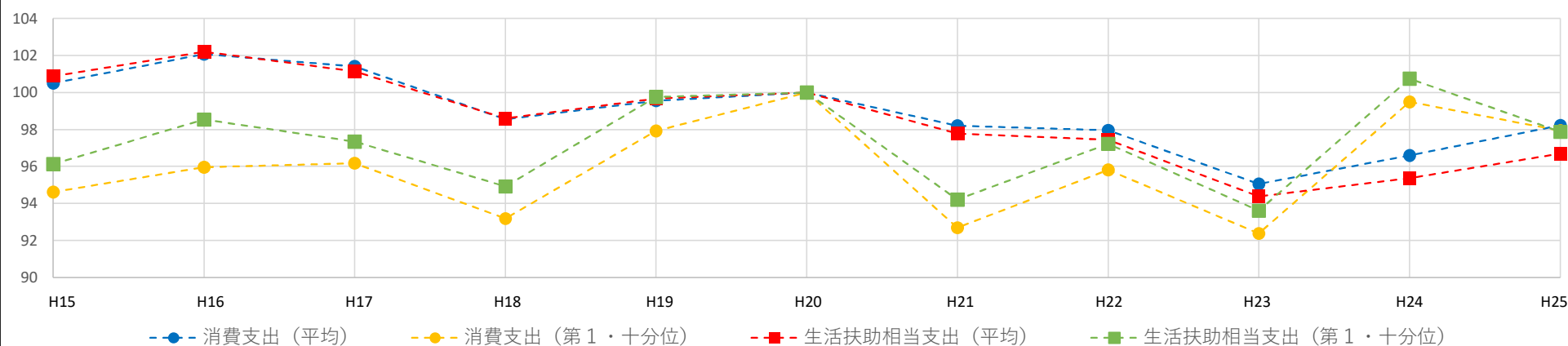
●消費支出の対前年比（二人以上世帯のうち勤労者世帯）

※ 白色のセルは資料分類Ⅱ
(単位：%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H20→H23
消費支出(平均)	1.6	▲0.6	▲2.8	1.0	0.5	▲1.8	▲0.2	▲3.0	1.6	1.7	▲4.95
第1・十分位	1.4	0.2	▲3.1	5.1	2.1	▲7.3	3.4	▲3.6	7.7	▲1.6	▲7.62
生活扶助相当支出(平均)	1.3	▲1.0	▲2.5	1.1	0.3	▲2.2	▲0.3	▲3.2	1.1	1.4	▲5.63
第1・十分位	2.5	▲1.2	▲2.5	5.1	0.2	▲5.8	3.2	▲3.7	7.6	▲2.8	▲6.39

※ 総務省「家計調査」に基づく。ただし、生活扶助相当支出は、消費支出から学校給食、住居、保健医療サービス、自動車等購入、自動車等維持、授業料等、教科書・学習参考教材を除いて算出したもの。

消費に関する指標の推移（H20年を100とする指数）



平成25年生活扶助基準改定当時の経済情勢について②

資料分類 Ⅲ

平成20年のリーマンショック以降、消費・物価・賃金はいずれも大きく落ち込んでいた。

※ 白色のセルは資料分類Ⅱ

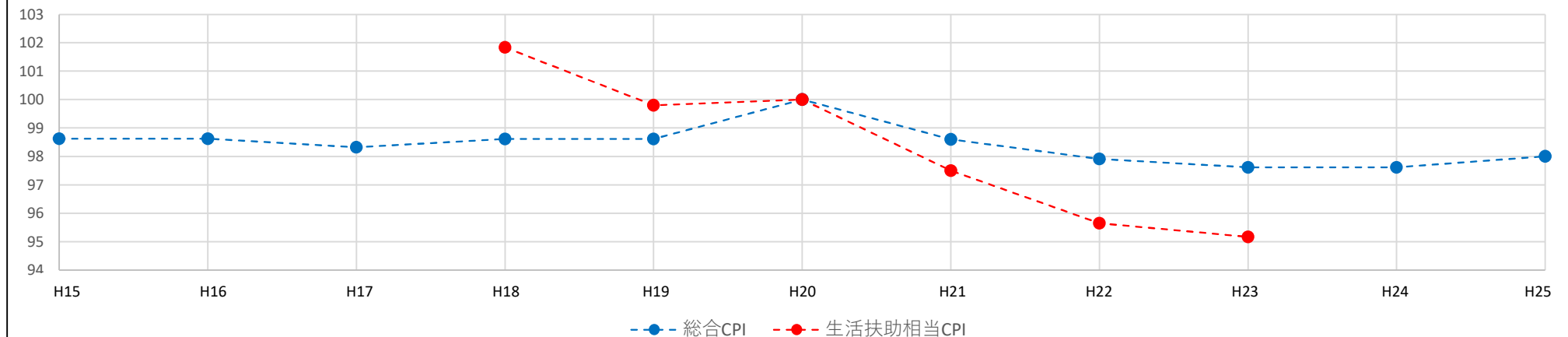
●消費者物価指数の対前年比

(単位：%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H20→H23
総合CPI	0.0	▲0.3	0.3	0.0	1.4	▲1.4	▲0.7	▲0.3	0.0	0.4	▲2.35
生活扶助相当CPI	—	—	—	▲2.0	0.2	▲2.5	▲1.9	▲0.5	—	—	▲4.78

※ 総務省「消費者物価指数（2010年基準）」に基づく。ただし、生活扶助相当CPIの対前年比は、総合CPI（2010年基準）から、教育費や医療費など他の扶助で賄われる品目や自動車関係費など原則生活保護受給世帯には生じない品目を除いて算出した指数に基づく。

物価に関する指標の推移（H20年を100とする指数）



平成25年生活扶助基準改定当時の経済情勢について③

資料分類 Ⅲ

平成20年のリーマンショック以降、消費・物価・賃金はいずれも大きく落ち込んでいた。

※ 白色のセルは資料分類Ⅱ

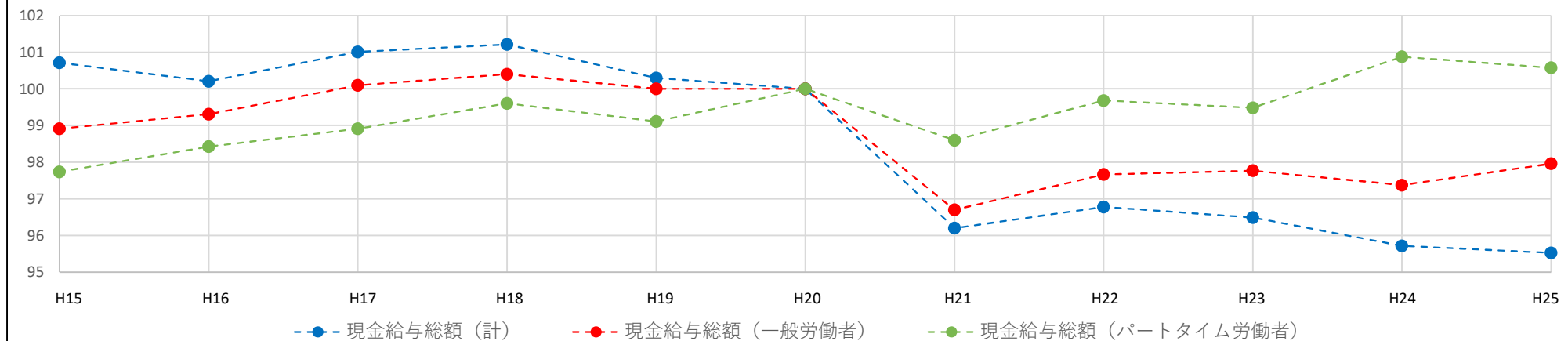
●現金給与総額の対前年比（事業所規模5人以上、調査産業計）

（単位：％）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H20→H23
計	▲0.5	0.8	0.2	▲0.9	▲0.3	▲3.8	0.6	▲0.3	▲0.8	▲0.2	▲3.48
一般労働者	0.4	0.8	0.3	▲0.4	0.0	▲3.3	1.0	0.1	▲0.4	0.6	▲2.12
パートタイム労働者	0.7	0.5	0.7	▲0.5	0.9	▲1.4	1.1	▲0.2	1.4	▲0.3	▲0.52

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」に基づく。（公表数値修正後の数値）

賃金に関する指標の推移（H20年を100とする指数）



- 平成24年検証に用いられた平成21年全国消費実態調査の調査票情報により、一般低所得世帯の消費水準と生活扶助基準を比較した資料

平成21年全国消費実態調査を用いた一般低所得世帯の消費水準と生活扶助基準の比較①

【比較について】

- これまで、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、現行の生活扶助基準は一般国民の消費実態との均衡上の妥当な水準を維持する「水準均衡方式」の考え方により設定されていることを踏まえ、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことを基本としてきた。
- 具体的には、令和4年検証の場合、令和元年全国家計構造調査の調査票情報から、夫婦子1人世帯（※1）のうち年収階級第1・十分位の世帯データを抽出した上で、
 - ・抽出した各世帯の消費支出のうち**生活扶助相当支出額の平均値**
 - ・抽出した各世帯が仮に生活保護を受給した場合の**生活扶助基準額の平均値**をそれぞれ算出して比較することにより、生活扶助基準の水準の評価・検証を行っている。
- ※1 勤労者世帯を対象としつつ、生活保護を受給していると推察される世帯を除き、親の年齢は65歳未満、子の年齢は18歳以下（18歳は高校生に限る）とした。
- 今般、平成21年全国消費実態調査の調査票情報（※2）を用いて、令和4年検証と同様の集計方法により、生活扶助基準の水準の検証と同様の集計を行った（※3）。
- ※2 本件の最高裁判決後に、総務大臣に平成21年全国消費実態調査の調査票情報について二次利用申請し、利用可能となったもの。
- ※3 訴訟時には、当時厚労省に残されていた平成21年全国消費実態調査の集計結果（生活扶助相当支出額の平均値（約131,500円））と平成19年検証時点の生活扶助基準額の平均値（150,408円）が▲12.6%乖離していたことを用いて、消費実態に基づいて水準調整を行う場合に想定される影響を説明していたが、ここではあらためて水準を検証するに当たってより精緻な水準比較を行うもの。
- その際、参考として、平成25年基準改定で採用した「ゆがみ調整」や「デフレ調整」の影響も確認できるよう、生活扶助基準額の平均値については複数パターン示すこととした。

(参考) 令和4年検証における全国家計構造調査の集計方法の概要

●抽出した世帯のデータおよび集計作業のイメージ

ID	級地	世帯員数	年齢①	年齢②	年齢③	消費支出		
						穀類	魚介類	...
1	1級地の1	3	31歳	26歳	3歳	〇〇円	〇〇円	...
2	2級地の1	3	24歳	24歳	5歳	〇〇円	〇〇円	...
3	3級地の2	3	42歳	35歳	10歳	〇〇円	〇〇円	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...

調査時期における
1月あたりの金額

世帯ごとに級地・世帯員数・年齢構成から
「生活扶助基準額」を集計

世帯ごとに「生活扶助相当支出額」（消費支出額のうち生活扶助に相当する品目に係るもの）を集計

●夫婦子1人世帯の抽出方法の変遷

	令和4年検証・平成29年検証※	平成19年検証
世帯構成	夫婦子1人 ※親の年齢は65歳未満 ※子の年齢は18歳以下（18歳は高校生に限る）	夫婦子1人 ※子の年齢は20歳未満
就労状況	勤労者世帯	有業者あり
年収階級分位	第1・十分位	第1・十分位
生活保護を受給していると推察される世帯	除く	除く

（※）生活扶助相当支出額の集計において、平成29年検証では外れ値の処理（トップコーディング）を行っているが、令和4年検証では外れ値の処理を行っていない。

なお、平成29年以降の定期検証における抽出条件の変更理由は以下のとおり。

- ・親の年齢：高齢者の生活状況には65歳を境に違いが見られることを踏まえたもの。
- ・子の年齢：子どもが大学生の世帯を除くなど、家計構造の均質化を図るもの。
- ・就労状況：自営業世帯は一般的に年間収入を正確に捕捉することが困難との指摘があることを踏まえ、自営業世帯を除いた「勤労者世帯」としたものの。

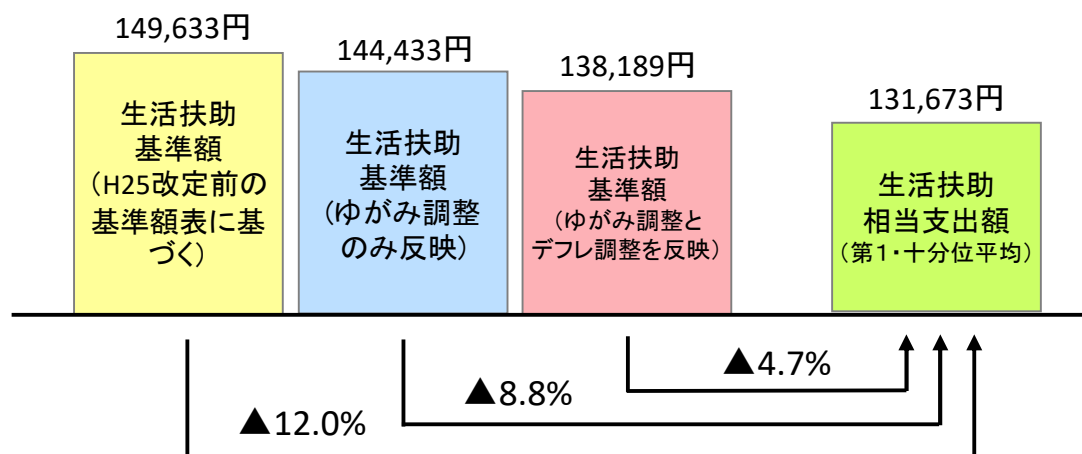
平成21年全国消費実態調査を用いた一般低所得世帯の消費水準と生活扶助基準の比較②

資料分類 Ⅲ

【比較結果】

- 夫婦子1人世帯（勤労者世帯）における生活扶助相当支出額（年収階級第1・十分位平均）は、平成25年基準改定前の生活扶助基準額を12.0%（ゆがみ調整のみ反映した後の生活扶助基準額との対比では8.8%）下回っている。また、ゆがみ調整とデフレ調整を反映した後の生活扶助基準額に対しても、なお▲4.7%の乖離がみられた。

夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の生活扶助基準額と消費支出額との比較
（平成21年全国消費実態調査から抽出した世帯データに基づく）



注1 平成21年全国消費実態調査の調査票情報を用いて、本資料10頁に示す方法により集計したもの。なお、夫婦子1人世帯（勤労者世帯）のサンプルサイズは3,785世帯であり、第1・十分位では416世帯である。

注2 生活扶助基準額には児童養育加算を含む。

注3 「生活扶助基準額（ゆがみ調整のみ反映）」は、平成25年基準改定前の平成25年7月まで実際に適用されていた基準額表にゆがみ調整（1/2処理）のみを反映させた基準額表に基づいて集計したものであり、「生活扶助基準額（ゆがみ調整とデフレ調整を反映）」は平成25年基準改定後（激変緩和終了後）の実際の基準額表に基づいて集計したもの。

注4 「生活扶助相当支出額」は、消費支出のうち生活扶助に相当する品目に係る支出額を夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の年収階級第1・十分位の世帯について平均したもの。

【留意点】

- 平成24年検証結果の1/2を反映したゆがみ調整は、仮に第1・十分位の全ての世帯が生活保護を受給した場合の1世帯当たりの平均受給額がゆがみ調整の反映前後で不変となるようにしたものであり、夫婦子1人世帯（勤労者世帯）においては、ゆがみ調整により▲3.5%の影響が生じているもの。
- 平成21年時点において児童養育加算は児童手当と同額で設定していたため、平成25年改定においてデフレ調整による減額を反映していない。第1・十分位平均の生活扶助相当支出額には、児童手当収入による支出額も含まれるため、生活扶助基準額には児童養育加算を含めて比較することが適当。なお、平成30年10月に児童養育加算について、学校外活動費の中位所得層の支出額と第1・十分位の支出額の差を補填するものとして見直しを行ったため、令和4年検証では水準の比較検証において、生活扶助基準額には児童養育加算を含んでいない。

(参考) 生活保護基準部会の平成24年検証における生活扶助基準の水準の検証について

- 平成24年の生活保護基準部会において、生活扶助基準の水準の検証は行われていないが、その経緯は以下のとおり。
 - ・ 平成24年の生活保護基準部会における検証において、第11回の審議の時点（平成24年11月9日）では、特定の世帯類型の生活扶助基準における水準の検証と基準体系の検証を一体的に行う想定であった。
 - ・ 検証の手順としては、第1・十分位に属する世帯の消費実態と生活扶助基準との間で年齢別、世帯人員別、級地間別にどのように乖離が生じているか順次検証（ゆがみの検証）し、その上で、ゆがみ調整を反映した上でもなお残る世帯構成別の第1・十分位の消費水準と生活扶助基準の乖離（残差）を確認する方針であった。
 - ・ 結果として、平成24年検証において、特定の世帯構成等に限定して分析する場合には、サンプルが極めて少数となるといった統計上の限界があるといったことなどから、全ての要素について分析・説明に至らなかった。

(参考) 平成25年1月18日生活保護基準部会報告書（抜粋）

- 年齢、世帯人員の体系、居住する地域の組み合わせによる基準の展開の相違を消費実態に基づく指数に合わせたとしても、なお、その値と一般低所得世帯の消費実態との間には、世帯構成によってさまざまに異なる差が生じうる。こうした差は金銭的価値観や将来見込みなど、個々人や個々の世帯により異なりかつ消費に影響を及ぼす極めて多様な要因により生ずると考えられる。しかし、具体的にどのような要因がどの程度消費に影響を及ぼすかは現時点では明確に分析ができないこと、また、特定の世帯構成等に限定して分析する際にサンプルが極めて少数となるといった統計上の限界があることなどから、全ての要素については分析・説明に至らなかった。

- 平成25年1月18日の生活保護基準部会報告書においては、同報告書の評価・検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合は、それらの根拠について明確に示すこととされた。

(参考) 平成25年1月18日生活保護基準部会報告書（抜粋）

- 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、本報告書の評価・検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合は、それらの根拠についても明確に示されたい。なお、その際には現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯への見直しが及ぼす影響についても慎重に配慮されたい。

- 平成29年検証、令和4年検証においては、水準の検証は一定のサンプル数を確保できる世帯類型として、モデル世帯である夫婦子1人世帯の第1・十分位に該当する世帯のデータを用いて検証し、基準体系（年齢、世帯人員、級地別）の検証については、全世帯のうち第1・十分位に該当するデータを用いて較差指数を算出することにより検証する手法をとっている。その上でモデル世帯における水準の検証結果と第1・十分位世帯における基準体系の検証結果を組み合わせることで、あらゆる世帯構成に適用できる生活扶助基準の改定を行っている。

- 訴訟における行政庁の主張内容に関する資料

訴訟において、平成25年基準改定当時の当時の社会経済情勢については、以下のように説明していた。

【平成20年から平成23年の経済情勢】

※詳細は参考資料1「平成25年版労働経済の分析 主要労働統計表」

- 平成20年9月のリーマンショックに端を発した世界金融危機によって、我が国の社会経済情勢は一層厳しさを増した。完全失業率は、平成20年（2008年）平均で4.0パーセントであったのが、平成21年（2009年）平均では5.1パーセント、平成22年（2010年）平均でも5.0パーセントと急激に悪化した（参考資料1の8ページの第3表－1参照）。
- また、再び、賃金、物価及び家計消費がいずれも継続的に下落するデフレ状況となった。例えば、一般勤労者世帯の賃金の状況をみると、事業所規模5人以上の調査産業計の1人平均月間現金給与総額は、平成21年（2009年）に3.9パーセントの減少となり、平成22年（2010年）には微増したものの、平成23年（2011年）には再び減少に転じた（同18ページの第10表参照）。
- また、消費者物価指数（全国・総合）についても、平成21年（2009年）から平成23年（2011年）まで3年連続で対前年比がマイナスとなり（同24ページの第16表参照）、全国勤労者世帯の家計消費支出も平成21年（2009年）から平成23年（2011年）まで名目値で3年連続の減少となった（同25ページの第17表参照）。

物価変動を考慮することとした主な経緯 (名古屋訴訟における令和5年5月31日付け行政庁の準備書面より抜粋)

資料分類 II

- 平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界金融危機によって、一般国民の生活水準が下落する一方、生活扶助基準の減額改定が行われずに据え置かれてきた結果、生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）と一般国民の生活水準との間の均衡が崩れていた。
- 本件保護基準改定に際し、当時の最新の全国消費実態調査のデータである平成21年全消調査によれば、平成19年検証等において生活扶助基準額と対比すべきとされた一般低所得世帯（第1・十分位）の生活扶助相当支出額は、夫婦子一人世帯（生活扶助基準の設定に当たり基軸となる標準世帯が含まれる世帯である。）の生活扶助基準額を約12.6パーセント下回るものとなっており、かつ、平成21年以降本件保護基準改定時までに同支出額が増加する社会経済情勢にはなかったといえることからすると、生活保護法8条2項の規定を踏まえ、生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）を引き下げる必要があることは明らかであった。
- ところが、基準部会においては、「展開のための指数」（相対的な較差）に係る検証が行われたが、生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）の検証は行われなかった。そこで、厚生労働大臣は、基準部会の平成25年報告書を踏まえたゆがみ調整を行った上、平成20年以降の経済情勢により生じた生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）と一般国民の生活水準との間の不均衡の是正を図りつつ、改定の減額幅が必要以上に大きくなることのないようにするため、消費実態そのものではなく、消費の構成要素の一つである物価を指標とし、同年以降の物価変動を生活扶助基準の水準に反映させるデフレ調整を行うこととしたものである。

(参考) 生活扶助相当CPIの計算方法の主な個別論点

資料分類 II

個別の論点に関して、最高裁判決では評価が示されていないが、高裁では様々な点が争われていた。

論点	論点の詳細	行政側の主張内容（上告受理申立て理由書より要約）
①基準年を平成22年としたこと	○生活扶助相当CPIの下落率は、総務省CPIの下落率よりも高率の▲4.78%にも及び、かつ、その相当な部分がテレビ等5品目の価格の下落の影響によるものではないか。 ※ なお、平成21年から平成23年にかけてテレビの出荷台数が増加しているが、これは、家電エコポイント制度が実施されたこと、平成23年7月に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に対応するためにテレビを購入する必要があったことによるもの。	○仮に、多数ある指数品目のうち特定の品目に限って生活扶助相当CPIの算定から除外し又はウエイトを調整することを検討したとしても、生活扶助費で支出される品目以外を機械的に除外するという、専門機関による検証において用いられている方法と比べて、<u>かえって恣意的な方法となるおそれがあったといえる。</u>
	○平成20年から平成22年まではパーシェ式に基づく算定と同様の結果となることから、<u>算定される物価変動率に下方バイアスが生じた可能性も否定できないのではないか。</u>	○現実の消費実態を反映した物価指数を算定するためには、<u>物価指数の算定時点に可能な限り近接した時点の消費の構造を示すデータを用いるのが相当。</u> ○対象期間の間の任意の時点で数量（ウエイト）を採る方法は、<u>消費者物価指数マニュアルにおいて「中間年指数」として紹介される方法である。</u>
②一般世帯の消費ウエイトを用いたこと	○生活扶助相当CPIのウエイトは、<u>保護受給世帯の消費構造と比べると大きくかい離しており、テレビ等の価格下落による保護受給世帯の消費実態への影響の程度は、一般世帯より小さいと推認できる。▲4.78%の可処分所得の相対的、実質的な増加があった評価することはできないのではないか。</u> ○被保護世帯の需要は被保護世帯が支出する品目の合計額によって最終的に具体化されるから、被保護世帯での支出割合を示したウエイトを使用する必要があるのではないか。	○デフレ調整は、生活保護において保障すべき最低限度の生活の水準が一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであるという考え方に立脚し、<u>生活扶助基準の「水準」の改定の必要性を一般国民の生活水準の変化を通じた相対的なものとして把握し、これを改定の基礎とするもの。</u> ○「生活扶助基準の水準の実質的な引上げ」とは、<u>一般国民の生活水準の低下に伴い、相対的な意味で引上げが生じていると評価されることである。</u>
③物価の変動率を平成20年から23年としたこと	○平成19年から平成20年にかけて、その前後の年にはみられない急激な物価上昇があったことから、生活扶助相当CPIの平成20年から平成23年までの変動率は、<u>長期的な変動率よりも、大きく下落しているのではないか。</u>	○平成19年検証を踏まえた平成20年度の改定判断が直前のものであり、平成20年度の生活扶助基準が生活保護法8条2項に適合する妥当なものであることを前提に、平成20年以降の経済情勢を斟酌することとした。

- **その他参考資料**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- **生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容①

2025年9月22日（事務局追記）

平成19年当時の経済情勢やその反映方法については、平成19年の「生活扶助基準に関する検討会」において議論されていない。検討会の報告書は参考資料2として掲載。

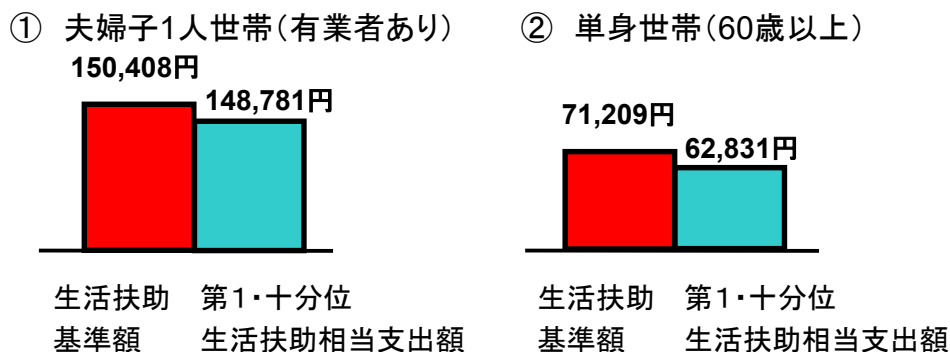
平成19年検証から平成24年度までの生活扶助基準

- 平成19年の「生活扶助基準に関する検討会」における検証結果（平成16年全国消費実態調査特別集計）によれば、平成16年度の生活扶助基準額は、第1・十分位の生活扶助相当支出額に比べ、①ではやや高め、②では高め、という結果。

- ① 夫婦子一人世帯（有業者あり） 生活扶助基準額 150,408円、生活扶助相当支出額 148,781円
- ② 単身世帯（60歳以上） 生活扶助基準額 71,209円、生活扶助相当支出額 62,831円

- しかし、平成20年度の生活扶助基準は、原油価格の高騰や世界的な金融危機による実体経済への深刻な影響など、国民生活の安心が優先されるべき状況にあったことから据え置き、平成24年度まで改定を行っていない。

◆ 生活扶助基準と低所得者の一般消費実態との比較（平成16年）



	生活扶助基準改定率
平成17年度	0.0
平成18年度	0.0
平成19年度	0.0
平成20年度	0.0
平成21年度	0.0
平成22年度	0.0
平成23年度	0.0
平成24年度	0.0

← 平成16年データに基づき、19年に検証

※ 平成19年検証においては、年齢別・世帯人数別・級地別の基準体系の検証も行ったが、検証結果を基準に反映していない。

生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容②

令和4年12月9日生活保護基準部会報告書は参考資料3として掲載。

第43回生活保護基準部会資料1「令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方」抜粋

2. 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

(1) 基本的な考え方

○ 現行の生活扶助基準については、一般国民の消費実態との均衡上の妥当な水準を維持する「水準均衡方式」の考え方により設定されていることから、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことを基本とする。

○ 生活扶助基準の水準の検証については、基準設定の基軸とされる「標準世帯」が33歳、29歳、4歳の3人世帯であることを踏まえ、これまでも夫婦子1人世帯をモデル世帯として消費実態との比較検証を実施しているところであり、引き続き夫婦子1人世帯をモデル世帯として検証を行う。

この比較検証にあたって消費実態を参照する所得階層については、直近の平成29年検証時に変曲点理論を用いた消費の変動分析（※）が行われ、その結果、「夫婦子一人世帯の生活扶助基準については、年収階級第1・十分位を比較対象とする所得階層と考えることが適当である」とされたことから、引き続き、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を対象とする。ただし、この際、消費実態を参照する集団の状況について、生活保護基準の改定が間接的に一般低所得者の生活に影響を与えた懸念があるとの指摘があることに留意しつつ、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないかを確認する観点から参考とすべき指標の確認を行う。

※ 平成29年検証では、夫婦子一人世帯及び高齢夫婦世帯のそれぞれについて、消費支出階級・年収階級別のデータを用いて、消費構造（固定的経費の支出割合）の変化に関する分析及び消費支出の変動（変曲点）に関する分析を実施。結果として、「夫婦子一人世帯の生活扶助基準については、年収階級第1・十分位を比較対象とする所得階層と考えることが適当である」とされた。一方、高齢夫婦世帯については、消費構造の変化に関する分析と消費支出の変動に関する分析の結果に、大きな乖離が生じ、これは貯蓄を年収換算する方法等に何らかの課題があることに起因するものと考えられ、課題が残る結果となった。

生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容③

第43回生活保護基準部会資料 1 「令和 4 年度における生活保護基準の検証作業の進め方」抜粋

2. 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

(2) 作業内容

①2019年全国家計構造調査の取扱いの留意点（略）

②生活扶助基準の水準の検証

- 生活扶助基準の水準の検証にあたっては、平成29年検証における分析結果を踏まえ、2019年全国家計構造調査により、夫婦子1人世帯（※）の年収階級第1・十分位における生活扶助相当支出額の平均を算出し、生活扶助基準額と比較することにより評価・検証を行う。

※ 夫婦子1人世帯は、平成29年検証での参照範囲と同様に、勤労者世帯であって、生活保護を受給していると推察される世帯を除くものとし、また、サンプルサイズを一定程度確保する観点から、年齢区分は広く設定し、親の年齢は65歳未満、子の年齢は18歳以下（18歳は高校生に限る）とする。

- この際、消費実態を参照する集団の状況について、生活保護基準の改定が間接的に一般低所得者の生活に影響を与えた懸念があるとの指摘があることに留意しつつ、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないかを確認する観点から、参考とすべき指標について検討を行い、その状況を確認する。

生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容④

令和4年12月9日 社会保障審議会生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－２ 生活扶助基準の水準の検証

(2) 確認する指標*

○ 夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の状況が、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないかを確認する観点から、下記a)～c)の指標について、それぞれ以下に続く考え方により確認を行い、状況の評価をすることとした。

a) 中位所得層に対する消費水準の比率

中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

b) 固定的経費割合*

食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

c) 年間可処分所得の中央値に対する比率*

年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

○ 併せて、下記d)～f)については、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、状況として大きな変化がないかを確認することとした。

d) 世帯属性（配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債 等）

e) 所得額・貯蓄額の分布

f) 社会的必需項目の不足状況*

基準額と消費水準の比較検証

(1) 基準額と消費水準の比較結果（夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位）

①生活扶助基準額（円／月）	137,790
②生活扶助相当支出（円／月）	140,514
[標準誤差]	[4,572]
収入階級第3・五分位対比（※）	71.1%
②／①	1.020

（注）様々な世帯類型の消費実態については、左記の結果だけではなく、級地、世帯人員数及び世帯員の年齢階級ごとの消費実態の較差の分析結果を踏まえて見る必要がある。

- ※ 2019年全国家計構造調査による夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位に係る特別集計結果。夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯（2190世帯）のうち、生活保護を受給していると推察される世帯（5世帯）を除くもの。
- ※ 生活扶助基準額には、児童養育加算等の各種加算は含まない。
- ※ 生活扶助相当支出の対数について、平均＋3 σ （ σ ：標準偏差）を超えるサンプルは観測されなかった。
- ※ 2019年全国家計構造調査の基本調査の対象世帯のみによる集計を行った場合、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位における生活扶助相当支出額は138,071円。
- ※ 平成29年検証で参照した集団では、収入階級第3・五分位対比での生活扶助相当支出の水準は70%であり、3 σ を外れ値として除いた場合の生活扶助相当支出額は136,638円であった。

(2) 消費水準との比較による夫婦子1人世帯の基準の検証結果

- 生活扶助基準の消費水準との比較検証にあたって、参照する夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の状況について確認したところ、平成29年検証時に参照した集団と比較して、
- ・消費支出額は7.7%増加し、年収階級第3・五分位対比では72.0%から84.5%に上昇
 - ・固定的経費割合は、58.6%から54.3%に低下
 - ・年間可処分所得は12.8%増加し、夫婦子1人世帯の中央値対比でも49.8%から51.3%に上昇となっており、状況が概ね改善していることが見込まれる。
- こうした中で、夫婦子1人世帯における生活扶助相当支出額は140,514円となっており、生活扶助基準額137,790円を2%程度上回っている。

生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容⑤

第43回生活保護基準部会資料 1 「令和 4 年度における生活保護基準の検証作業の進め方」 抜粋

2. 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

(1) 基本的な考え方

- 生活扶助基準は、「標準世帯」に係る基準額を基軸として級地、世帯人員数及び世帯員の年齢階級の別に基準額が設定されていることから、この基準体系（較差）について、これまでも級地、世帯人員数及び世帯員の年齢階級ごとの消費実態の較差との比較による検証を行ってきたところであり、今回も、過去の検証手法を踏襲して同様の検証を行う。

※ 個人単位の生計費である第 1 類の経費は、級地、世帯人員数及び年齢階級の別に基準額が設定され、世帯共通の経費である第 2 類の経費は、級地及び世帯人員数の別に基準額が設定されていることを前提に、それぞれの体系に沿って検証を行う。

(2) 作業内容

③生活扶助基準の較差の検証

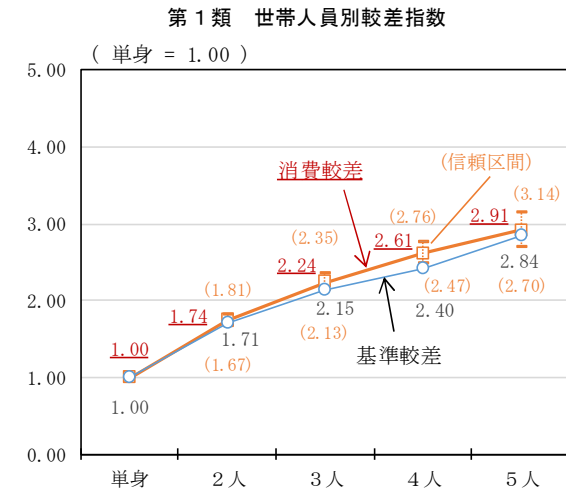
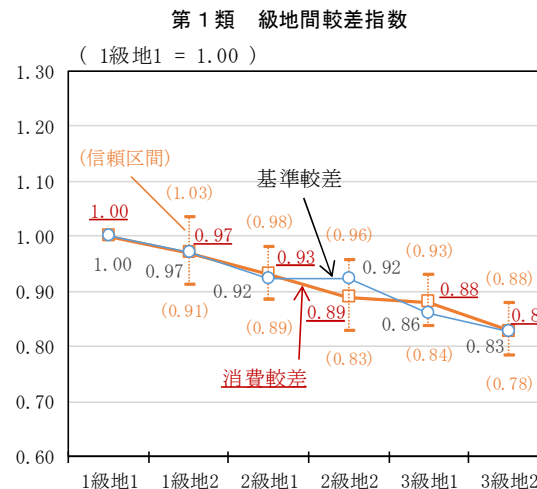
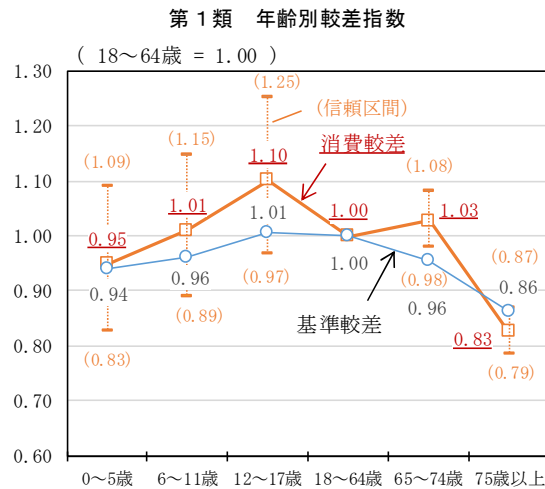
- ・ 級地、世帯人員数及び世帯員の年齢階級ごとの消費実態の較差との比較による検証は、これまでの検証手法を踏襲して行う。

具体的には、2019年全国家計構造調査の個別世帯のデータを用いて、低所得世帯（※）を対象として、第 1 類相当支出及び第 2 類相当支出のそれぞれについて、各世帯の世帯構成、級地、収入及び資産等を説明変数とする回帰分析を行い、その結果を基に消費実態の較差（指数）を推計し、当該推計結果と現行の生活扶助基準における較差を比較することにより評価・検証を行う。

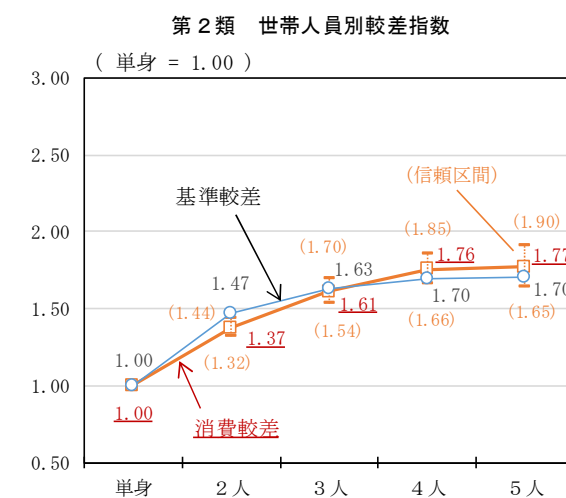
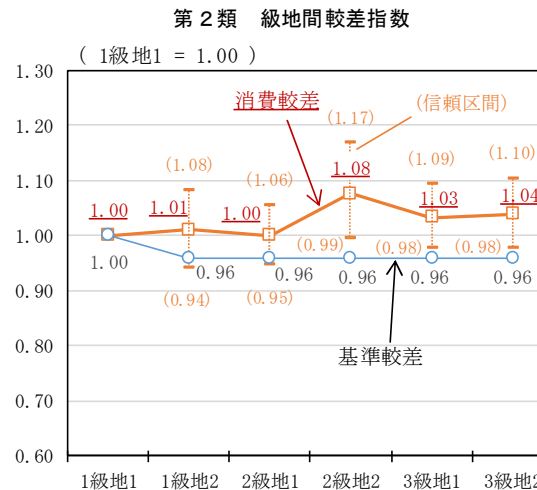
※ 平成29年検証においては、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、1人あたり年収階級第 1・十分位の世帯を分析対象とした。

【参考】生活保護基準部会における令和4年検証結果（概要）関連資料

《 年齢、級地、世帯人員別の較差検証の結果 》



※ 信頼区間は、回帰分析結果の係数に基づく95%信頼区間。



生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容⑥

第43回生活保護基準部会資料1「令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方」抜粋

2. 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

(1) 基本的な考え方

- 2019年の調査時点以降の新型コロナウイルス感染症による影響等を考慮し、現在の生活扶助基準について、どのように評価すべきかを検討する。

(2) 作業内容

⑤新型コロナウイルス感染症による影響等

- ・ 月次の消費動向を把握できる家計調査により、2019年以降の夫婦子1人世帯における低所得層（年収階級第1・十分位及び年収階級第1・五分位）の生活扶助相当支出の動向を確認し、これを踏まえた上で、現在の生活扶助基準について、どのように評価すべきかを検討する。

使用予定データ： 家計調査（2019年～2021年）

(1) 2019年以降の消費支出の動向

- 夫婦子1人の年収階級第1・十分位及び第1・五分位の世帯における生活扶助相当支出額は、2020年・2021年と減少している。
- 費目別には、いずれの収入階級でも「食料」が2年続けて増加に寄与し、「交通・通信」や「その他の消費支出」が2年続けて減少に寄与している。

生活扶助相当支出の動向（前年比寄与度分解）

夫婦子一人 勤労世帯

【年収階級 第1・十分位】		2020年	2021年
生活扶助相当支出		▲2.4%	▲2.5%
寄与度	食料	+0.5%	+0.9%
	住居	▲1.5%	+0.0%
	光熱・水道	+0.1%	+0.3%
	家具・家事用品	+3.0%	▲1.2%
	被服及び履物	▲1.0%	+0.7%
	保健医療	+0.8%	+0.0%
	交通・通信	▲0.7%	▲0.9%
	教育	+0.2%	▲1.4%
	教養娯楽	▲0.1%	+0.9%
	その他の消費支出	▲3.7%	▲2.0%
	諸雑費	+0.2%	▲0.4%
	こづかい（使途不明）	+0.3%	▲1.7%
	交際費	▲1.3%	▲0.0%
	仕送り金	▲2.9%	+0.1%

【年収階級 第1・五分位】		2020年	2021年
生活扶助相当支出		▲2.1%	▲2.8%
寄与度	食料	+0.4%	+0.2%
	住居	▲0.6%	▲0.0%
	光熱・水道	+0.6%	▲0.4%
	家具・家事用品	+1.7%	▲0.3%
	被服及び履物	▲1.0%	+0.4%
	保健医療	+0.8%	▲0.5%
	交通・通信	▲1.0%	▲0.7%
	教育	+0.1%	▲0.6%
	教養娯楽	▲0.8%	+1.1%
	その他の消費支出	▲2.3%	▲1.9%
	諸雑費	+0.4%	▲0.2%
	こづかい（使途不明）	▲0.3%	▲1.6%
	交際費	▲0.7%	▲0.3%
	仕送り金	▲1.7%	+0.2%

（参考）2人以上勤労世帯

【年収階級 第1・十分位】		2020年	2021年
生活扶助相当支出		▲1.1%	▲1.5%
寄与度	食料	+1.1%	▲0.1%
	住居	▲0.5%	+0.0%
	光熱・水道	+0.1%	+0.1%
	家具・家事用品	+0.9%	▲0.4%
	被服及び履物	▲0.7%	▲0.2%
	保健医療	+0.3%	▲0.3%
	交通・通信	▲0.8%	▲0.2%
	教育	▲0.4%	+0.1%
	教養娯楽	▲0.3%	▲0.1%
	その他の消費支出	▲0.8%	▲0.5%
	諸雑費	+0.1%	▲0.1%
	こづかい（使途不明）	▲0.1%	▲0.3%
	交際費	▲0.8%	▲0.0%
	仕送り金	+0.0%	▲0.0%

【年収階級 第1・五分位】		2020年	2021年
生活扶助相当支出		+0.0%	▲3.6%
寄与度	食料	+1.5%	▲0.7%
	住居	▲0.3%	▲0.0%
	光熱・水道	+0.1%	▲0.2%
	家具・家事用品	+0.8%	▲0.4%
	被服及び履物	▲0.6%	▲0.0%
	保健医療	+0.3%	▲0.3%
	交通・通信	▲0.7%	▲0.2%
	教育	▲0.2%	+0.1%
	教養娯楽	▲0.9%	▲0.6%
	その他の消費支出	+0.1%	▲1.2%
	諸雑費	+0.5%	▲0.3%
	こづかい（使途不明）	▲0.2%	▲0.6%
	交際費	▲0.9%	+0.1%
	仕送り金	+0.6%	▲0.4%

※1 上記は「家計調査」による特別集計。

※2 「夫婦子1人 勤労者世帯」は、「世帯主」「世帯主の配偶者」「世帯主の子」で構成される3人世帯であって、夫婦はともに65歳未満で、子は18歳未満、または、18歳であって学校種別が「高校」である勤労者世帯。

※3 「2人以上 勤労者世帯」の生活扶助相当支出額及び年収階級に用いる年収額は、世帯員1人あたりの額による。

生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容⑦

令和4年12月9日 社会保障審議会生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－４ 新型コロナウイルス感染症による影響等

- 今回、2019 年全国家計構造調査を用いて生活扶助基準の検証を行ったが、当該調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症による影響等で社会経済情勢が変化している可能性があったことから、より直近の生活扶助基準の評価に資するよう、月次の消費動向を把握できる家計調査により、令和元年以降の消費動向の確認を行った。
- その結果として、令和元年以降、令和3年にかけて、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位及び第1・五分位における生活扶助相当支出額は、新型コロナウイルス感染症の影響等もあって減少していることを確認した。
- 費目別には「食料」が増加する一方で「交通・通信」が減少に寄与するなど、消費行動に変化があったものとみられるが、新型コロナウイルス感染症の影響による減少は、一時的なものである可能性に留意する必要がある。特に、交際費やこづかい（使途不明）等の減少は、一時的なものである可能性が高いとの指摘があった。
- さらに、足下では、新型コロナウイルス感染症による影響等だけでなく、物価が上昇していることにより消費の実態が変化していると考えられることにも留意が必要である。
- 令和元年以降の新型コロナウイルス感染症による影響や足下の物価上昇等を含むこうした社会経済情勢の変化については、2019年全国家計構造調査による検証結果に、令和3年にかけての動向を確認した家計調査等の経済指標により機械的な調整を加えて消費実態との均衡を評価することは難しいと考えられるが、足下の実態を捉えるにあたって考慮しなければならない重要な事項である。

検討事項（案）：令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢などを総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っている。
 - 令和5年度見直しでは、本部会の令和4年検証結果を反映することを基本としつつ、足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算する等、当面2年間（令和5～6年度）の特例的・臨時的な措置を実施した。
 - 令和7年度の見直しにおいても、令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算する等、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施することとした。
 - 令和4年検証の報告書においても、「生活扶助基準の検証に用いた2019年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。」とされ、検証結果を踏まえる上での留意点として、検証時点からの社会経済情勢の変化が挙げられていた。
 - 今後の生活扶助基準の見直しに当たっては、一般低所得世帯の消費実態等に関するデータの充実に取り組み、当該データを活用して検討を行うこととしており、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、「生活扶助基準の次回見直しに向け、一般低所得世帯の消費データの充実・活用に取り組み、社会経済情勢等の動向を踏まえた必要な対応を検討する。」とされている。
- ⇒ 今回の検証に用いる予定の令和6年（2024年）全国家計構造調査の調査時点から、検証作業のとりまとめ時点までの消費実態等の社会経済情勢の変化をどのように捉えるか。その際、一般低所得世帯の消費データについて、具体的にどのような情報の充実が必要となり、その充実・活用の方法として具体的にどのような手法をとることが考えられるか。

- 一般国民と生活保護受給世帯の消費支出格差に関する資料

(全国、月額)

年 度	一般勤労者世帯 (A) 円	被保護勤労者世帯 (B) 円	格 差 (B/A) %
昭和54年度	59,261	36,752	62.0
55	63,149	40,170	63.6
56	67,096	43,844	65.3
57	70,576	47,047	66.7
58	72,505	48,140	66.4
59	75,149	50,447	67.1
60	76,518	51,700	67.6
61	78,161	53,602	68.6
62	79,350	54,360	68.5
63	82,559	56,376	68.3
平成元年度	86,147	59,058	68.6
2	90,431	62,182	68.8
3	94,108	64,220	68.2
4	96,254	65,591	68.1
5	97,157	66,248	68.2
6	97,144	66,726	68.7
7	98,529	67,241	68.2
8	100,623	68,540	68.1
9	100,743	69,048	68.5
10	100,553	70,002	69.6
11	98,046	66,931	68.3
12	98,652	68,396	69.3

58年検証データ

水準均衡方式開始

(全国、月額)

年 度	一般勤労者世帯 (A) 円	被保護勤労者世帯 (B) 円	格 差 (B/A) %
13	95,571	68,691	71.9
14	94,740	69,187	73.0
15	94,028	66,007	70.2
16	95,095	69,976	73.6
17	95,359	71,421	74.9
18	93,687	73,661	78.6
19	94,332	72,132	76.5
20	93,683	69,204	73.9
21	93,232	72,533	77.8

資料：一般世帯については家計調査(総務省)、被保護世帯については被保護者生活実態調査(平成11年度まで)及び社会保障生計調査(平成12年度以降)(ともに厚生労働省)による。

- (注) 1. 一般勤労者世帯は、平成18年度までは農林漁家世帯を除く2人以上の勤労者世帯の平均、平成19年度以降は2人以上の勤労者世帯の平均である。
2. 被保護勤労者世帯は、2人以上の勤労者世帯(常用雇用+日雇)の平均である。

- ・「1人あたり消費支出」とは、平均消費支出を平均世帯人員で除した額である。
- ・世帯人員や世帯類型を合わせていないため、厳密な比較はできない。

訴訟における主張抜粋(2025年9月8日記載)

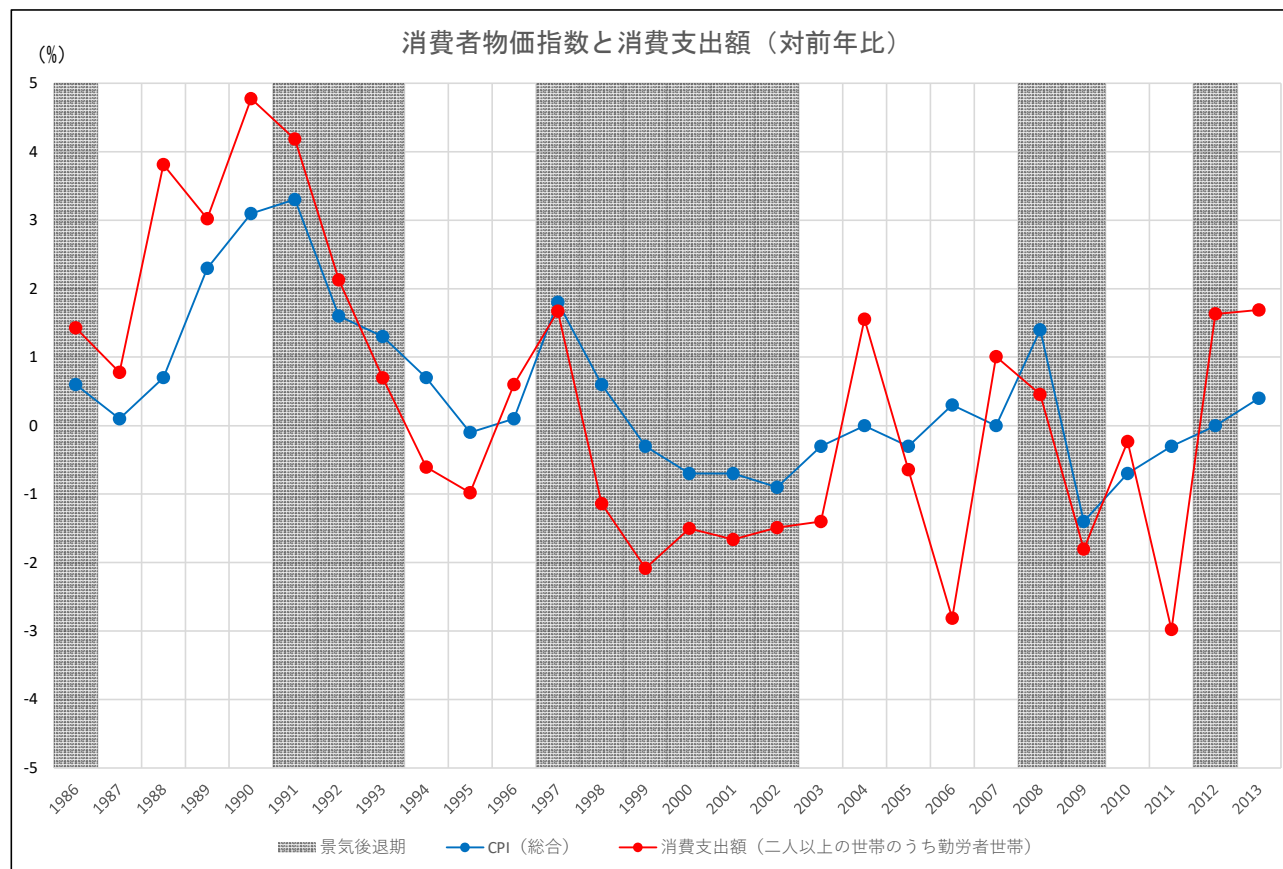
- 格差縮小方式から水準均衡方式に移行したのは、生活扶助基準が一般国民の消費水準に比して相当の水準に達した一方で、国民経済は高度経済成長から安定成長に移ったためである。これまでの生活扶助基準改定率の推移は、このような経緯を反映したものといえる。
- なお、一般勤労者世帯の消費支出を100としたときの被保護勤労者世帯の消費支出額の割合(格差)は、平成13年以降7割を超えており、平成21年度には77.8パーセントに達している。

- 物価と最低限度の消費水準との関係に関する資料

物価と消費の長期的な推移の比較

資料分類 Ⅲ

- これまでの景気後退期において、消費支出額は物価以上に減少しているケースが多くみられた。



※ 「景気後退期」は、内閣府経済社会総合研究所の景気基準日付による。

※ 消費支出額の「二人以上の世帯のうち勤労者世帯」については、2000年以前は「二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を除く）」の対前年比であり不連続が生じている。

（出所）「消費者物価指数」（総務省）および「家計調査」（総務省）

- 物価は消費の構成要素の一つであるが、物価指数は価格の変化を測定することが目的であり、世帯の生活様式や嗜好の変化などに起因する購入商品の種類、品質、数量の変化に伴う生活費（消費）の変動を測定するものではない。
- 消費の増加率が物価上昇率を上回る場合、両者の差は生活水準の向上と見ることもできる。逆に、消費の減少率が物価下落率を下回る場合、両者の差は生活水準の低下と見ることもできる。

消費者物価指数に関するQ&A（総務省統計局ホームページより抜粋）

A-1 消費者物価指数とはどのようなものですか。

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の財・サービスの価格の平均的な変動を測定するものです。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表しています。

このように、消費者物価指数は純粋な価格の変化を測定することを目的とするため、世帯の生活様式や嗜好の変化などに起因する購入商品の種類、品質又は数量の変化に伴う生活費の変動を測定するものではないことに留意する必要があります。

消費者物価指数のしくみと見方（総務省統計局ホームページより抜粋）

3 消費者物価指数の見方

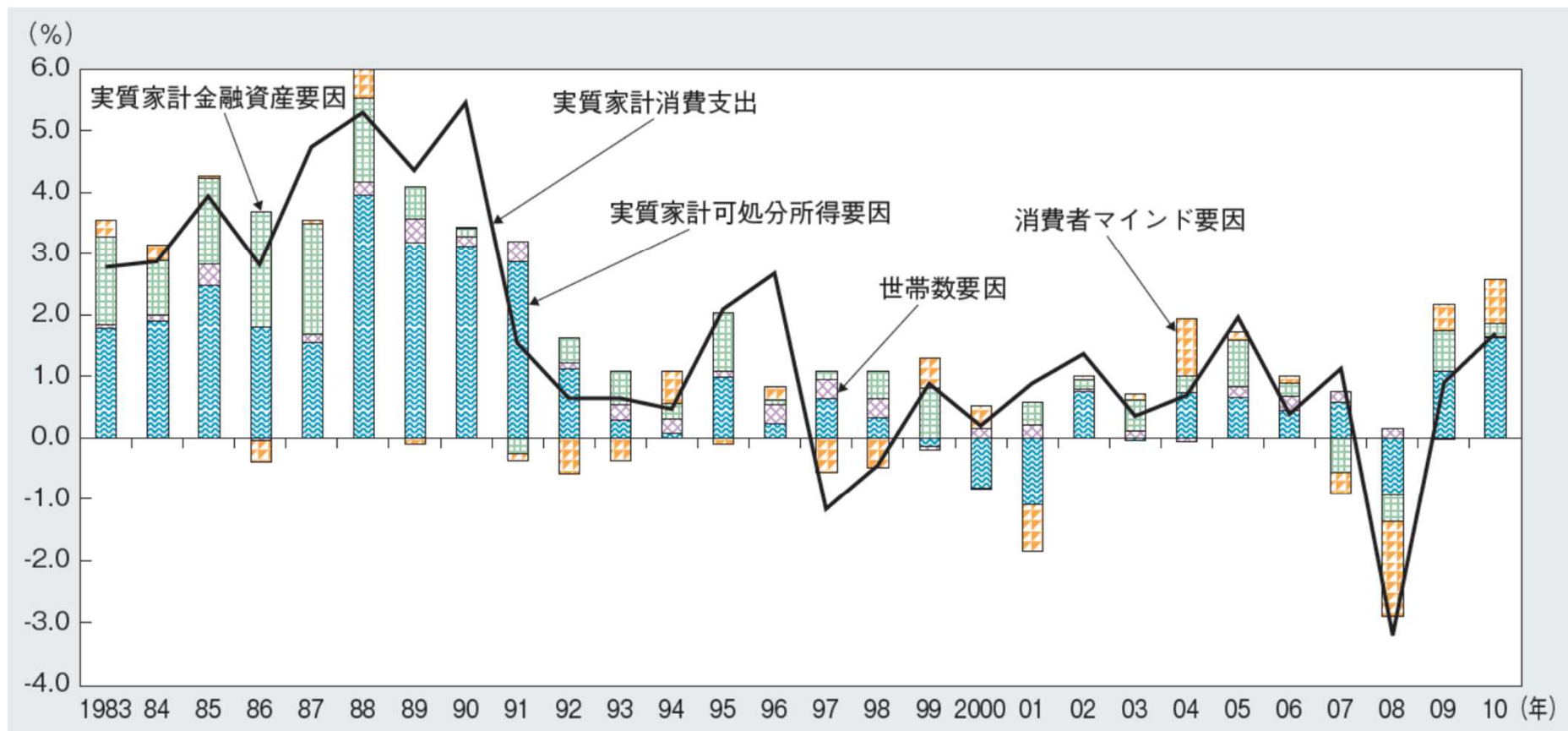
物価の動きと生活費の動きは必ずしも一致しません。

去年の家計簿と今年の家計簿を比べて、去年は生活費が1か月30万円であったのに、今年は31万5千円、つまり5%多く掛かったとします。このようなとき、生活費がかさんだのは物価が5%上がったからだと考えがちです。生活費は物価が上がればもちろん増えますが、仮に物価が上がらなくても前より購入量が増えたり、高級な商品を買うようになったりしても増えます。これは生活水準の向上であって、物価の上昇と区別して考える必要があります。生活費が5%増加した場合、もしこの間に物価が1%上昇したとするなら、生活費の増加5%のうち1%は物価の影響ですが、残り4%（正確には105を101で割って3.96%）は生活水準が向上した影響ということになります。

(参考) 実質家計消費支出の増減の要因について

資料分類 Ⅲ

- 実質家計可処分所得は1991年までは家計消費を増加させる最大の要因となっていたが、92年以降は増加寄与が弱まっており、1999～2001年及び2008年は家計消費を減少させる要因となった。
- 消費者マインドは、大きな経済ショックの際に消費を押し下げる大きな要因となっている。



(出所) 厚生労働省「平成24年版労働経済の分析」(第2-(2)-12図)より抜粋

(注) 内閣府「国民経済計算」「消費動向調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに、実質家計消費支出(除く帰属家賃)を実質家計可処分所得、世帯数、実質金融資産、消費者態度指数(原数値四半期、又は月次データを年平均に換算)で回帰した推計結果であり、家計調査に基づく消費支出の動向とは必ずしも一致しない。

(参考) 生活保護基準に関する審議会等の報告書における「物価」に関する記載

報告書	抜 粋
S58.12.23 中央社会福祉審議会意見具申	2. 生活扶助基準改定方式 (1) <u>生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきものであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向をふまえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかれるよう適切な措置をとることが必要である。</u> (2) <u>また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。</u> なお、<u>賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。</u>
H15.12.16 生活保護制度の在り方に関する専門委員会中間とりまとめ	3. 生活扶助基準の改定方式の在り方 ○ 昭和59年度以降、生活扶助基準については、一般国民生活における消費水準との比較において相対的なものとして設定する観点から、当該年度に想定される一般国民の消費動向に対応するよう、毎年度の政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びを基礎とする改定方式が採られてきた。 ○ この改定方式については概ね妥当であると認められてきたが、最近の経済情勢はこの方式を採用した当時と異なることから、例えば5年間に一度の頻度で、生活扶助基準の水準について定期的に検証を行うことが必要である。 ○ また、定期的な検証を行うまでの毎年の改定については、近年、民間最終消費支出の伸びの見通しがプラス 実績がマイナスとなるなど安定しておらず、また実績の確定も遅いため、これによる被保護世帯への影響が懸念されることから、<u>改定の指標の在り方についても検討が必要である。この場合、国民にとってわかりやすいものとする必要があるので、例えば、年金の改定と同じように消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられる。</u> ○ なお、<u>急激な経済変動があった場合には、機械的に改定率を設定するのではなく、最低生活水準確保の見地から別途対応することが必要である。</u>

- ゆがみ調整による生活保護受給世帯への影響に関する資料

ゆがみ調整に関する最高裁の判示内容

最高裁判決において、ゆがみ調整については、「2分の1処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということとはできない」と判示されている。

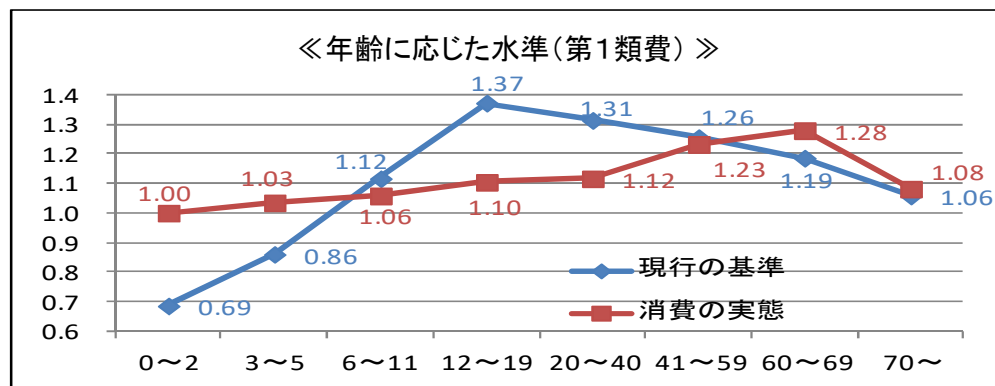
【ゆがみ調整】

- ゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断についてみると、本件において、平成25年検証の結果に統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるというべき事情は見当たらない。
- 平成25年報告書においては、平成25年検証の結果をそのまま生活扶助基準に反映させると、児童のいる世帯への減額の影響が大きくなることが見込まれており、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には児童のいる世帯への影響に配慮する必要があるともされていたというのであるから、このような観点から、その反映に当たり減額率を限定することには合理性があるということができる。また、ゆがみ調整が、生活保護受給世帯間の公平を図るため、生活扶助基準における展開のための指数を適正化することを目的とするものであることに照らせば、減額率に合わせて増額率を限定することにも一定の合理性があるということができる。
- そして、平成25年報告書において、平成25年検証の手法に係る統計上の限界も指摘されていたほか、生活扶助基準については基準部会による5年ごとの検証が行われるため、改定による影響については、将来的に検証することが可能であったといえることなども踏まえると、ゆがみ調整における改定率を平成25年検証の結果をそのまま生活扶助基準に反映する場合の2分の1に限定したことが不合理であるともいえない。
- なお、厚生労働大臣は、基準部会やその委員等の専門家から意見を聴取するなどせずに2分の1処理をしたものである。しかし、生活保護法その他の法令において、厚生労働大臣が保護基準を改定するに当たり基準部会の審議検討等を経なければならないとされているものではないし、これを経た場合であっても、その意見等は同大臣を法的に拘束するものではなく、その考慮要素として位置付けられるべきものである。
- そうである以上、上記の事情や、本件改定当時、2分の1処理がされたことが一般国民に知らされていなかったなどの事情をもって、2分の1処理に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったものということとはできない。
- 以上によれば、2分の1処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということとはできない。

平成24年検証における「ゆがみ調整」の検証結果

○ 生活保護基準部会における平成24年検証においては、生活扶助基準について基準体系(年齢・世帯人員・居住地域の3要素別)の検証のみを実施し、水準(高さ)の検証は実施していない。

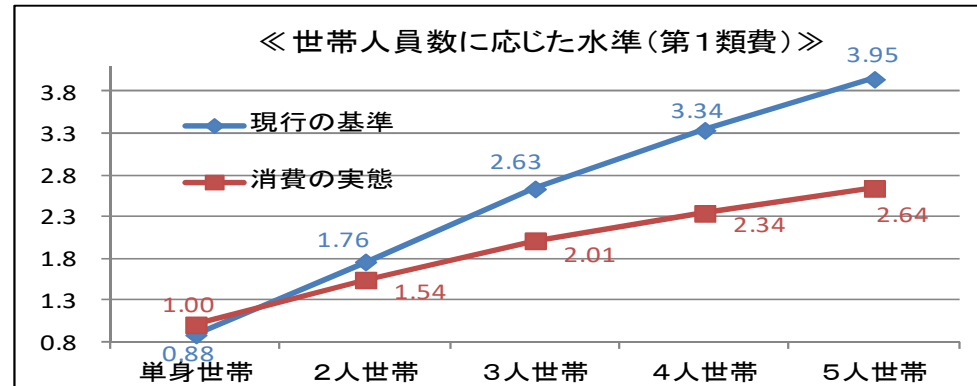
(1)「年齢別」の検証



【結果】

・現行の基準額と比べれば、消費実態は各年齢間の差が小さくなっている。

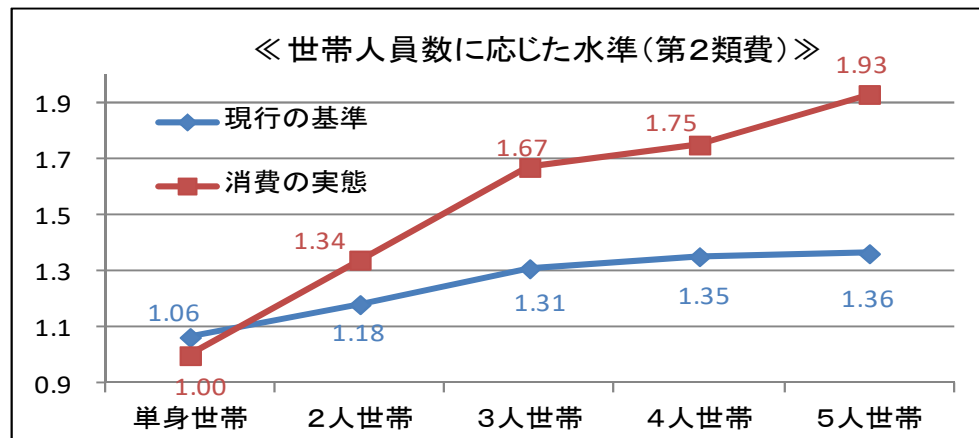
(2)「世帯人員別」の検証



【結果】

・現行の基準額(第1類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が小さくなっている。

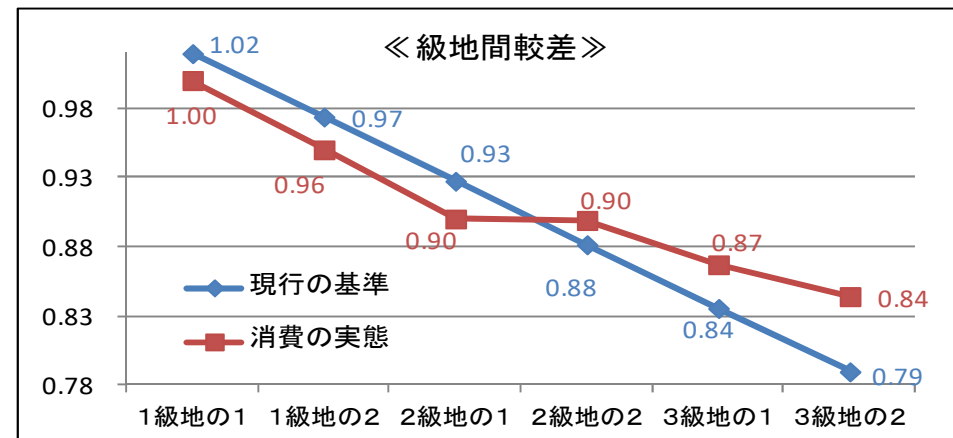
(2)「世帯人員別」の検証(続き)



【結果】

・現行の基準額(第2類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が大きくなっている。

(3)「居住地域(級地)別」の検証



【結果】

・現行の基準額の地域差(最大22.5%)と比べれば、消費実態の地域差(最大約16%)は小さくなっている。